

平成20年9月22日

監査役制度改革有識者懇談会資料

Re: 会計監査（会社法と金融商品取引法）と監査役（論点整理 2）

## 一 関会長からのご指摘

## 2 「（4）公認会計士の選任、報酬決定権（提案権）、いわゆる「ねじれ」問題」

昨年6月20日、「公認会計士法等の一部を改正する法律」が成立し、同27日に公布された。監査人が監査の対象である被監査会社の経営者との間で監査契約を締結し、監査報酬が被監査会社の経営者から監査人に対して支払われるという、いわゆる「インセンティブのねじれ」の問題については、同法律案の衆参両院における国会審議においても、「監査人の選任議案の決定権や監査報酬の決定権を監査役等に付与する措置についても、引き続き検討を行い、早急に結論を得るよう努めること」として、附帯決議が付されているところである。これに対して、応えていく必要があるのではないかと。

監査人の選任議案の決定権や監査報酬の決定権を監査役等に付与することについては、とくに会社法の立場から、監査役（監査委員会）の業務執行者との兼任禁止規定との関係上、法的な制約があるとの指摘もあるところである。

しかしながら、グローバルに見れば、会社の業務執行者から独立した立場にある者が外部監査人の選任と報酬について権限と責任を有することは常識となっていることから、信頼される会計監査制度と資本市場を確立するためにも、わが国の現状は早急に解決される必要がある。

こうした法制へと転換を図ることは、会社と監査人との間で長年に亘り形成されてきた実務慣行を払拭することを意味する。すなわち、わが国の企業実務においては、古くより、公認会計士による監査は、主として経営者側による「会計顧問契約」により行われるとの意識の下、会計事務所の選定はもとより、監査人の監査計画についても、経営者の意向に沿う形で作成され、そうして作成された監査計画に基づき、監査報酬額が決められてきた面があることも事実である。そのため、監査対象が適切に選定されず、また監査時間も十分に確保されないことから、結果として監査報酬が低く抑えられることとなっていた。このような会社と監査人の関係の構図は、時として会計不祥事の温床ともなってきたところであり、「ねじれ」問題を解消することは、こうした関係の断絶を強制し、もって会計不祥事の防止にも寄与することが期待さ

れる。

したがって、会社法上の論点指摘については、監査役による業務執行行為の禁止規定が果たしてどこまで制約的なものであるのか、また業務執行の禁止以外にどのような制約があるのか、国際的な整合性を確保する観点から、その境界について真摯に検討する必要があるのではないか。

他方、監査人の選任議案の決定権や監査報酬の決定権を監査役等に付与するためには、前述した国会における附帯決議にも指摘されているとおり、監査役（監査委員会）の専門性と独立性が十分に確保されなければならないことも事実である。例えば、監査役のうち1名以上は会計専門家など財務及び会計に関する知見を有する者の選任を義務付けるなど、検討する必要があるのではないか。

## 二 監査役と会計監査人の連携

### 1. 会社法の制度<sup>1</sup>

- (1) 会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めるときは、その旨及びその理由を監査報告に記載しなければならない（会社計算規則 155 条 2 号）

※会計監査人監査を主体として、側面的に監査役が会計監査人の監査を審査するという二重責任体制

- (2) 会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関する事項について監査報告に記載しなければならない（会社計算規則 155 条 4 号）<sup>2</sup>

- (3) 監査役は、その職務を行うため必要であるときは、会計監査人に対し、その監査に関する報告を求めることができる（会社法 397 条 2 項）

- (4) 会計監査人の選任議案の提出や解任及び不再任を株主総会の目的とすることについて同意権を有する（会社法 344 条 1 項）

※委員会設置会社の場合、監査委員会には会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の決定権がある（会社法 404 条 2 項 2 号）<sup>3</sup>

- (5) 一定の事由がある場合には、会計監査人を解任することができる（会社法 340 条 1 項）

---

<sup>1</sup> 会計監査人設置会社は、監査役を置かなければならず（会社法 327 条 3 項）、また、監査役の権限を会計監査に限定することができない（会社法 389 条 1 項）。「会計監査人による会計監査の制度を有効に機能させるためには、監査対象である取締役からの会計監査人の独立性の確保が重要であり、そのためには監査役による業務監査が不可欠と考えられるからである」（江頭 469 頁）。

<sup>2</sup> 「会計監査人が監査法人である場合には、監査に従事する者の選任その他の人事の方針に関する事項、審査体制その他の業務の実施に関する事項、それらの体制を維持するための日常的な監視活動の方針に関する事項、それらの事項についての責任者に関する事項等がこれにあたる。」（論点解説新・会社法千問の道標〔相澤哲他編著〕466 頁）

<sup>3</sup> 「監査委員会と会計監査人とが緊密な協力関係の下に実効的な監査を行うという体制をより確保することができるようにしたものである。」（平成 14 年改正商法の解説〔V〕〔始関正光〕旬刊商事法務 1641 号 24 頁）

- (6) 取締役に対し、会計監査人の選任議案の提出や解任及び不再任を株主総会の目的とすることを請求することができる（会社法 344 条 2 項）
- (7) 会計監査人の報酬の決定について同意権を有する（会社法 399 条）
- (8) 会計監査人が欠けた場合において遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監査役全員の同意により、一時会計監査人を選任しなければならない（会社法 346 条 4 項）
- (9) 会計監査人は、取締役の職務の執行に関し不正の行為又は法令・定款に違反する重大な事実を発見したときは、監査役に報告しなければならない（会社法 397 条 1 項）
- (10) 監査役はその職務の執行について会社に対して、①費用の前払、②支出した費用及びその利息の償還、③負担した債務の債権者に対する弁済を請求することができる（会社は、監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、拒むことができない）（会社法 388 条）

## 2. 金商法の制度

監査人は、財務計算に関する書類の適正性の確保に影響を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、監査役に通知しなければならない（金商法 193 条の 3 第 1 項、監査証明府令 7 条）

## 三 金融審議会

平成 18 年 12 月 22 日付金融審議会公認会計士制度部会報告 6 頁によれば、「監査人は、被監査会社と監査契約を締結し、被監査会社から報酬を得て監査を行うこととなるが、その過程において監査人の独立性や地位が損なわれることのないよう、監査人の選任・監査報酬の決定等について適切な枠組みを整備していくことが求められる。」とされ、「諸外国においては、監査人の選任、報酬決定について、経営者を監視する立場に立つ監査委員会に責任を持たせることにより、「インセンティブのねじれ」を克服しようとするのが趨勢となっている。」と指摘されている。

#### 四 附帯決議

公認会計士法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

「財務情報の適正性の確保のためには、企業のガバナンスが前提であり、監査役又は監査委員会の機能の適切な発揮を図るとともに、監査人の選任決議案の決定権や監査報酬の決定権限を監査役に付与する措置についても、引き続き真剣な検討を行い、早急に結論を得るよう努めること。」（衆議院財務金融委員会・平成19年6月8日）

「財務情報の適正性の確保のためには、企業内におけるガバナンスの充実・強化が不可欠であることにかんがみ、監査役等の専門性及び独立性を踏まえ、その機能の適切な発揮を図るとともに、監査人の選任議案の決定権や監査報酬の決定権を監査役等に付与する措置についても、引き続き検討を行い、早急に結論を得るよう努めること。」（参議院財政金融委員会・平成19年6月15日）

## 五 岩原先生のご指摘

### II 会計監査人の選任と報酬の決定

#### (1) 会計監査人の選任、報酬決定の意義

会計監査人の選任議案の決定権や監査報酬の決定権を監査役・監査役会に付与するという、いわゆるインセンティブの「ねじれ」解消の提案については、まずその提案の意義について検討する必要がある。会社法は、監査役設置会社については、会計監査人は株主総会において設置されるものとし（会社法329条1項、会社則63条7号イ・77条）、取締役が会計監査人選任・解任議案等を株主総会に提出するには、監査役・監査役会の同意が必要とされており、監査役・監査役会には同議案の提出請求権まである（会社法344条）。会計監査人に払う報酬は取締役が定めるが、これも監査役・監査役会の同意を得なければならない（会社法399条）。この同意権を決定権に変えるというのが、「ねじれ」解消の提案である。即ち、取締役が主導権を持って決め、監査役・監査役会には同意権（拒否権）があったものを、監査役・監査役会だけで決定して、取締役をその決定から排除しようという提案である。なお委員会設置会社の場合は、会計監査人の報酬の決定については、監査役設置会社と同じく監査委員会には同意権だけがあるが、会計監査人の選任議案については、内容の決定権限は監査委員会にある（会社法404条2項2号）。

会計監査人設置会社の多くは金融商品取引法適用会社であるが、同法に基づき財務計算に関する書類につき監査証明する公認会計士・監査法人は（金商法193条の2、監査証明令1条）、会社法上の会計監査人と通常は同一である。また上場会社においては、公認会計士・監査法人は、内部統制報告書の監査証明も行う（金商法193条の2第2項）。「ねじれ」解消提案は、これらの公認会計士・監査法人の選任や報酬を含めて、監査役・監査役会・監査委員会に決定権限を付与することを提案するものと思われる。これらは金融商品取引法に基づくものであるから、金融商品取引法に決定権限に関する規定を設けることも考えられないわけではないが、それは会社機関の権限秩序に係わる問題であるため、会社法との調整が必要ということから、立法に至っていない。また上記のように、会社にとっては金融商品取引法上の公認会計士・監査法人と会社法上の会計監査人は一致することが通常であるため、実際上も両者は一体の立法が必要である。

このように会計監査人の選任議案や報酬の決定の問題は、それだけには止まらず、金融商品取引法上の有価証券報告書等や内部統制報告書の監査証明を行う公認会計士・監査法人の選任や報酬の決定の問題と併せて検討する必要があることに、留意する必要がある。

## (2) 計算書類・財務諸表等の作成・監査過程における監査役の関与

会計監査人や公認会計士・監査法人の選任や報酬につき監査役が決定権限を有するためには、彼らの監査業務の内容につき監査役が十分に知り、評価することができなければならない。また会社全体の財務状況の中で、どれくらいの費用を彼らの報酬として支払うことが適切かという判断ができなければならない。そのためには監査役自身が、会社における計算書類や財務諸表・内部統制報告書等の作成及びその監査の過程、会計監査人・公認会計士・監査法人の提供しているサービスの内容や質等につき、相当な認識を有していなければならないし、会社の財務状況全体に関する把握も必要である。現在の我が国の監査役の実態は、それに相応しいものになっているであろうか。

委員会設置会社の場合は、会計監査人の選任議案については、既に監査委員会に決定権限が与えられている。これは監査委員が取締役でもあって、会社の会計部門や内部統制部門に対して指揮・命令権を有しており、計算書類や財務諸表等を作成する立場にある取締役会のメンバーであることと、大きく関わっているように思われる。監査委員会制度の母法であるアメリカ等においては、監査委員会は会社内部の会計部門や内部統制部門を活用して監査を行うのである。SOX法に基づき監査委員会によって選任され、報酬を決定される公認会計士がそれをサポートする（中田直茂「ディスクロージャーの正確性の確保とコーポレート・ガバナンス[中]——米国の監査委員会制度の現状——」商事法務1620号（2002年）9頁・12頁以下）。このような実際上の体制の存在が、監査委員会による会計監査人の選任議案決定権の背景にあるものと思われる（尤も、我が国の監査委員会につき実際にそのような体制が存在しているか（例えば、『「2007年における監査役及び監査委員会制度の運用実態調査」結果報告書』月刊監査役534号（2007年）217頁以下参照）、また何故、会計監査人の報酬については同意権限に止まっているのかなど（なお、始関正光「平成14年改正商法の解説[V]」商事法務1641号16頁・24頁参照）、問題は多い）。

そして今日においては、計算書類、財務諸表や内部統制報告書に係る会計監査人・公認会計士・監査法人の監査は、単にそれらの書類の適正さを見るだけでなく、実際には監査を行う際に必要となる会社の資産・財務の評価やリスク管理等に関する評価を通じて、会社の経営へのアドバイス機能も必然的に果たすことになる（安井肇「監査法人をめぐる環境変化と今後の方向性——社会からの期待の高まりに対応迫られる監査法人」ジュリスト1344号（2007年）18頁参照。公認会計士法24条の2に基づく制限はあるが、同法2条1項の監査業務に伴う行為としてのアドバイス機

能は、当然に果たすことになるし許されると思われる)。そのようなアドバイス機能を評価し、経営に反映させることも、監査委員が経営に携わる取締役会のメンバーであることから可能になる側面もあろう。更に、監査委員の場合は、取締役会のメンバーとして会社の財務状況全体について把握し、その中におけるこれら会計監査人・公認会計士・監査法人の貢献を評価して、会社として支払える報酬の決定を行うこともやりやすいということもありえよう。

これに対して監査役は、会社内部の会計部門や内部統制部門等に対する指揮・命令系統の外にある。会社法上、監査役には取締役、会計参与、支配人その他の使用人に対する報告徴求権や調査権は与えられているが（会社法 381 条 2 項）、会社の会計部門や内部統制部門等に対する指揮・命令系統の外にあることから、彼らと連携して監査をすることは實際上難しい（前掲・月刊監査役 534 号 129 頁以下の監査役による監査の実態を見ても、監査委員会と比べて内部監査部門や会計監査人との連携等に落差があることは否定できない）。補助者を雇って監査の作業を行い、その費用を会社に請求する権利を有するだけである（会社法 388 条）。そのような監査役が、会計監査人・公認会計士・監査法人による計算書類、財務諸表、内部統制報告書等の監査過程をどこまで把握し、その評価を行うことができるのか、また前述したような彼らのアドバイス機能をどこまで評価することができるのか、監査役・監査役会に会計監査人・公認会計士・監査法人の選任や報酬につき決定権限を与えるとすれば、まずそのような体制整備の可能性から検証していく必要があるだろう。監査役・監査役会に決定権限を与えるということは、取締役を決定過程から除外することを意味するため、取締役の関与なしに監査役・監査役会だけでそれらの評価ができなければならないからである。

仮に、アメリカにおけるように、監査委員会が会社の内部組織や公認会計士を使いながら財務報告の監査過程を総括するような体制を、我が国の監査役・監査役会が構築することを認めるとすれば、我が国の会社会計に係るガバナンスのあり方を大きく変えることになる。アメリカにおける監査委員会と同様の役割を監査役・監査役会が果たすには、経済界等にそのことへの理解が広がる必要があるであろう。経済界において監査役が果たす役割と重みについての理解が十分に備わって、そのような体制が形成されるのであれば、現行法における会計監査人選任・解任の同意権や議案提出請求権でも決定権とさして変わらない役割を監査役は果たしうるのではなかろうか。



## 六 提起されている論点4

### 1. 監査人の経営者からの独立性を確保し、財務情報の適正性を確保するためには、監査人の選任・報酬決定を経営者以外の機関（監査役）が主導するべきか？（論点1）<sup>5</sup>

会社法上、会計監査人の経営者からの独立性確保が重要であることを前提に、すでに会計監査人の選任・報酬決定について同意権（拒否権）が付与されている。すなわち、会計監査人の選任・報酬決定は経営者だけで行うべきではないという政策論としての方向性は示されている。

→現行の制度が監査人の独立性確保を達成するための方策として十分かという問題？（監査役関与の程度の問題？監査役関与の程度が不十分であれば十分とするための手段の問題？）→論点2へ

注1 監査役（会）設置会社を念頭に置いて議論を行う。なお、委員会設置会社においても趣旨の議論があてはまる。

### 2. 1において監査役が主導するべきと判断する場合、どういった手段が考えられるか？現行法の監査役の特権では足りないのか？（論点2）

#### (1) 現行の制度

会社法上の会計監査人の選任議案や報酬の決定は取締役が行うが、監査役も同意権（拒否権）を持つ。

→監査役が監査人の選任・報酬決定について主導的役割を担うためには、現行の同意権（拒

---

<sup>4</sup> 監査人の独立性を確保するためには、監査人側の自覚も重要である（精神的独立性）。平成19年公認会計士法改正によって、公認会計士の職責の条項に「独立した立場において」と追加されている（公認会計士法1条の2）。しかし、ここでは独立性の確保のための制度的枠組みを検討するものであるから、監査人側の問題については議論の対象としない。

<sup>5</sup> この問題は、「インセンティブのねじれ」と呼ばれることがある。

「監査人が監査の対象である被監査会社の経営者との間で監査契約を締結し、監査報酬が被監査会社の経営者から監査人に対して支払われる、という仕組みには、「インセンティブのねじれ」が存在しており」（平成18年

否権)では不十分であり、決定権を付与する必要があるとする見解がある(いわゆる「インセンティブのねじれ」問題)<sup>6</sup>。

この見解の前提として、(i)現行の同意権(拒否権)では監査役の関与は不十分であり、監査人の独立性確保に支障がある、(ii)監査役に決定権を付与すれば監査役の関与は改善され、監査人の独立性確保につながる、という認識があると考えられる。

・平成19年10月11日付日本公認会計士協会「会計監査人の報酬等の決定への監査役等の関与(報酬等の同意権)に関する調査結果」(以下「調査結果」)によれば、次の指摘がなされている<sup>7</sup>。

「経営陣は、監査報酬について、適切な監査時間の確保という観点からではなく、同業他社との比較やコスト意識で判断する傾向にあるため、現状の監査役等の同意権の付与だけでは十分に機能を図ることは困難であり、監査報酬等の適正化の実効性を高めるためには、監査役等の経営陣からの独立性をより一層強化することが必要であると考え。」

## (2) 現行の制度(及び実務上)の問題点

監査役に決定権を付与すれば、監査人の独立性を確保することができるのだろうか? 監査役が監査人の選任・報酬決定について主導的役割を担うことができない要因は同意権と決定権の違い以外には存在しないのだろうか?

・監査役が主導的役割を担うことによって監査人の独立性を確保するためには、次の問題点を解決する必要があるのではないか?

---

12月22日付金融審議会公認会計士制度部会報告6頁)

<sup>6</sup> ただし、監査役協会がメンバーに対して行った「2007年における監査役及び監査委員会制度の運用実態調査」結果報告書(平成19年10月30日)によれば、「報酬の同意制度だけでは、実務上十分ではないので、監査役に報酬決定権を付与することが必要である」とする意見は、回答社数3381社のうち8.3%にとどまる(月刊監査役534号155頁)。

<sup>7</sup> もっとも、調査結果によれば、「監査役等の独立性及び専門性に対する懸念が背景にあるものと考えられる。」と指摘されているように、監査役等の経営者からの独立性や専門性に対する懸念を指摘するものが多い。

## ①監査役の専門性の問題（解決策は論点 3-①）

監査役には、適切な会計監査人を選び、適切な報酬額を決定するだけの知見・能力が備わっているのか？（それがなければ、結局経営者の提案がそのまま通るのではないか？）

## ②監査役の独立性の問題（解決策は論点 3-②）

監査役が経営者から独立していなければ、形式的な決定権が監査役に移るだけで実態は変わらないのではないか？監査役の関与が十分になされても、監査人の独立性確保につながらないおそれがある。

## ③監査役への情報伝達の問題（解決策は論点 3-③）

監査役は決定権を付与されたとしても、決定をするのに十分な情報を得ることができなければ適切な判断をすることができない。それでは状況は変わらないのではないか？決定権の付与に伴い当然に社内での情報の伝達も変わるのだろうか？（社内体制の整備を伴う必要があるのではないか？）

## ④監査役の積極的関与の問題（決定権の付与によって解決？）

決定権の付与によって、実際に監査役は積極的に監査人の選任・報酬決定に関与することになるのか？

決定権が付与されれば、原案の作成に監査役が責任を持つようになる、そのため、監査人の選任や報酬額について株主が株主総会で質問したときは、監査役が説明することになると考えられる。監査役が原案の作成に監査役が責任を持つようになることや株主総会において説明義務を負うことがインセンティブとなって、積極的に関与することにならないか？（結局は監査役の自覚の問題かもしれないが、自覚を促すために決定権の付与という明確なメッセージが必要？）

→上記①～④が同意権にとどまる故に発生する問題であり、決定権を付与することにより解決するのか必ずしも明らかではない。ただし、決定権の付与によって、原案の作成に監査役が責任を持つようになり、監査役に監査人の選任・報酬決定に積極的に関与するインセンティブを与えなければ現状は何も変わらない、決定権の付与によって、社内での情報伝達も変わるし、そのような役割にふさわしい者が監査役に選ばれるようになるという考え方にも一理ある。この考え方に基づき決定権を付与すべきという政策的判断が先にあって、それに伴って初めて会社に 3 で述べる体制整備を促す環境が整うというのが現実には即した解決方法であろうか？すなわち、現行の同意権のままでは、会社が 3 で述べる体制整

備を行うのは現実には難しい？<sup>8</sup>

(3) 監査役に決定権を付与する方法と法的論点

Q-1・2 会計監査人の選任議案・報酬の決定権は、業務執行に属する事項ではないだろうか。監査役（会）にかかる権限を付与することができるのか。

→会社の政策決定の二元化をもたらすおそれがないから、立法論として監査役にかかる権限を付与することは不可能ではない？監査役は会計監査人の監査の方法及び結果の相当性をチェックする役割を負うことから、報酬の決定権もその役割に関連する？

あとは現行の同意権では不十分であり、決定権を付与すべきかどうか、また監査役はそのような資質を備えているかという政策的判断の問題か？

Q-3・4 会計監査人の選任議案・報酬の決定を監査役（会）が行う場合、金融商品取引法上の監査人の選任・報酬の決定も監査役（会）が行うべきではないか。そのために何らかの制度改正が必要か？

→会社法上の会計監査人と金商法上の監査人は事実上同一であるから、特段の制度改正は不要？

(4) 諸外国の状況

諸外国においても、監査人の独立性確保を重視しており、そのためには非業務執行役員が監査人の選任・報酬決定に関与すべきという考え方は共通するようである。ただし、具体的な関与の仕方・方法については、様々である。

アメリカやドイツのように明確に非業務執行役員に決定権を付与する方法もあれば、イギリスのように会社の自主性に任せて、開示を通じた資本市場の規律に委ねる方法もある。また、フランスのように報酬額につき争いがあれば第三者機関に委ねる方法もある。

---

<sup>8</sup> 同意権のままでは、監査役は監査人の選任・報酬決定のプロセスに積極的に関与するインセンティブがなく、積極的に関与しない以上、監査役の専門性や独立性は問題とされないし、監査役への情報伝達の必要性も感じないという悪循環から抜け出せない、という現状認識が正しいとすれば、現状のままでは会計監査人の独立性を十分に確保することができず、この悪循環を断ち切るためには、決定権の付与が必要となるということか。

3. 1において監査役が主導するべきと判断する場合、監査役がそのような役割を遂行するために必要な体制整備は何か？あるいはこのような体制整備によって、現在、監査役が主導的役割を担うことができない要因を取り除くことにならないか（論点3）<sup>9</sup>

- (1) 監査役に少なくとも1名、財務・会計・監査の専門的知見を有する者が必要か？（論点3-①）

会計監査人の報酬は、監査時間の見積もりに単価を乗じて算出されるのが一般的である。監査時間の見積もりは、その会社に適した監査計画の作成と表裏一体である。すなわち、会社の予算の観点+監査計画の適切性の観点の両方必要。

監査役が適切な報酬額を判断するためには、監査計画が適切であることを判断する必要があるのではないか？そのためには、ある程度の財務・会計・監査についての専門的知見が必要ではないか？

→会社法上、「監査役又は監査委員が財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているものであるときは、その事実」がすでに事業報告の記載事項とされており、制度整備はなされている？監査役に決定権が付与されて、監査役が財務及び会計に関する知見を有することの必要性が広く認識されるようになれば、会社は自主的にそのような者を監査役に選任するようになると期待できる？

- (2) 監査役の経営者からの独立性も必要ではないか？（論点3-②）

監査役が経営者に配慮して選任・報酬決定を行うのであれば、形式的な決定権が監査役に移るだけで、実態は何も変わらないのではないか？監査役も経営者から独立して判断できる状況にあるのか？

→監査役会の半数は社外監査役であることから、独立性を確保するための制度整備はなされていると考えてよいのか？

- (3) 監査役が主導するのに必要な社内体制の整備は？（論点3-③）

①経営側

---

<sup>9</sup> このような体制整備がなされれば、現行の同意権でも監査人の独立性を確保することは可能ではないかという見解もある（岩原先生のご指摘参照）。

監査役が報酬額や監査計画の適切性を判断するためには、必要な情報が監査役に届くようにする必要があるのではないか。

監査役が会社内部の会計部門や内部統制部門等と連携できる体制の整備が必要ではないか。

監査役が監査人の選任・報酬決定を行うに際して、補助スタッフの増員や調査費用の支出など予算の増額を要する可能性がある。監査役は、会社に対してその職務の執行について支出した費用の償還請求（あるいは前払請求）を行うことができるが（会社法388条）、会社側が争う姿勢を見せれば、監査役は萎縮するおそれがある。会社は予算増額の必要性について理解を示し、監査役から要望があれば予算を増額するのが望ましいのではないか。

## ②監査役側

社外監査役は、経営者からの独立性は確保されているとしても、社内事情に精通しているとは限らないし、タイムリーに情報提供を受けるのは難しい？他方、社内監査役は、事実上、選任・報酬決定において経営者の意向に影響されるのが現実であることからすると、独立性が確保されているのか疑問が残る？

→このような社外監査役と社内監査役のそれぞれの強みと弱みを補完して、監査役が連携して監査役会がうまく機能し、そこで適切な判断がなされれば良いか（監査役会を誰がリードするかという議論にもつながる？）。

## 4. その他の論点

Q 株主総会で会計監査人の監査報酬を決定するという方法はどうか

A案：株主総会で決定すべき

会計監査人は、株主総会で選任されるのだから、報酬についても株主総会で決定すべき？取締役や監査役も株主総会で選任され、報酬も株主総会で決定される。

B案：株主総会で決定すべきでない

会計監査人の報酬の決定は、専門的な話であり、株主総会の決議になじまない？

Q 監査役に決定権を付与する場合、逆に取締役に同意権を与えるべきか

A案 取締役に同意権を与えるべき

現行法上、取締役が決定権、監査役が同意権として両者が関与するものとされている以上、監査役に決定権を与えるのであれば、取締役は同意権を持つべき？

B案 取締役に同意権を与えるべきではない

取締役が同意権を持つと、会計監査人の経営者からの独立性を確保するのは難しい？

## 七 監査人の経営者からの独立性を確保し、財務情報の適正性を確保するためには、監査人の選任・報酬決定を経営者以外の機関（監査役）が主導すべきか（論点 1）

（議論の出発点）

監査の対象となる財務書類を作成する経営者が、監査をする監査人の選任・報酬決定を行う仕組みでは、監査人は十分な監査を行うことができず、財務情報の適正性の確保に支障をきたすのではないかと<sup>10</sup>。

監査人の経営者からの独立性の確保が重要<sup>11</sup>であるとの判断に基づいて、会社法上、監査役に監査人の選任・報酬決定の同意権（拒否権）を与えるという立法的解決が一応図られている<sup>12</sup>。

---

<sup>10</sup> 「本来職業的専門家として独立した立場から被監査会社の財務書類に対し監査意見を表明すべき監査人が、ともすれば選任権（これに伴う報酬決定権）を握る経営者の方へ顔を向けてしまいがちであるという懸念がある。」（「平成 19 年公認会計士法等の改正主要解説」〔志谷匡史〕月刊監査役 531 号 23 頁）

<sup>11</sup> 監査人と独立性については、監査論の観点からその必要性が論じられている。

「その理由は、1 つには、二重責任の原則の担保の要請、2 つには、公正な判断の担保の要請から引き出される。まず、第一に、二重責任の原則は、財務諸表の作成責任者である経営者とその適正性に関する意見表明の責任者としての監査人とを区別する、という意味を持っている。もし、この原則が担保されなければ監査の機能自体が損なわれることになる。・・・第二に、財務諸表が適正であるかどうかの監査人の判断は、公正な立場から下される必要がある。とくに、財務諸表の利用者にとっては企業ないし経営者が虚偽に表示した財務諸表を適正なものとして監査人が判断するようであれば、誤った投資判断や意思決定を行い、損害を被ることになる。その意味で、少なくとも、監査人が企業ないし経営者に与しない立場から監査を行い、判断を下すための前提条件として企業ないし経営者からの独立性が要求される。」（山浦久司著「会計監査論」（第 5 版）8 頁）

<sup>12</sup> 「会計監査人は取締役から独立していることが重要であり、取締役会ではなく株主総会を選任機関とする主たる意義はそこにある。・・・大部分の株主は取締役会から出た議案だというだけでそれをそのまま支持し、書面投票制度と相まって、代表取締役の出す議案がそのまま総会で可決されるのが通常である。そこで、議案作成の段階から取締役の恣意を除き、会計監査人の独立性を実質的に確保するために、監査役の同意を要件としている。」（新版注釈会社法(6)〔龍田節〕522 頁）

「代表取締役または代表執行役からの会計監査人の独立性を担保するため、その選解任と同様、会計監査人の報酬に関しても、監査役（監査役会）または監査委員会の関与に関する規定を設けるべきであるという指摘がされていた。また、昨今、米国において、監査委員会が外部監査人の選任、報酬および監督について責任を負わなければならないものとする規定を有する法律が制定されるなどの動きもあつたところである。そこで、会社法では、会計監査人の独立性をさらに強化するため、監査役（監査役会）または監査委員会に、会計監査人の報酬の決定



会計監査人の選任・報酬決定は経営者だけで行うべきではないという政策論としての方向性は示されており、現行の制度が監査人の独立性確保を達成するための方策として十分か、すなわち、監査役の関与は十分か、不十分だとしたらどうすればよいのかという問題と考えられる（論点 2 へ）。

## 八 監査役が主導すべきと判断する場合、どういった手段が考えられるか？現行法の権限では足りないのか（論点 2）

### 1. 現行会社法上の監査役の権限<sup>13</sup>

・会計監査人は株主総会において選任されるが、取締役が選任議案を株主総会へ提出するには、監査役（監査役会）の同意を得る必要がある（会社法 344 条 1 項）。（なお、委員会設置会社においては、会計監査人選任議案の決定権限は監査委員会にある。）

・会計監査人の解任は、①株主総会の決議、又は②監査役全員の同意によって行うことができる。取締役が①を株主総会の目的とするには監査役（会）の同意を要するし、また、会計監査人の不再任を総会の目的とするときも監査役（会）の同意を要する（会社法 344 条 1 項）。

・監査役（会）は、会計監査人に任務懈怠があると判断する場合には、解任し、取締役に対して会計監査人の候補者を特定してその選任議案を株主総会に提出するよう請求することにより、会計監査人を交代させることができる（会社法 344 条 2 項）。

---

に関する同意権限を付与することとしている。」（一問一答新・会社法〔相澤哲編著〕146 頁）

<sup>13</sup> 監査人の独立性確保については、会社法だけではなく、公認会計士法等において主に次のような制度整備がなされている。

・同時提供の禁止（公認会計士法 24 条の 2、34 条の 11 の 2）

一定の非監査証明業務と監査証明業務を同じ会社に同時提供することが禁止されている。

・ローテーションルール（公認会計士法 24 条の 3、34 条の 11 の 3）

被監査会社に対して監査法人の担当者が連続して 7 年担当したら、2 年間インターバルをおかななければならない（主任については、5 年担当したら 5 年インターバル）。

・監査人異動時の開示（開示府令 19 条 9 の 2）

監査人の異動が臨時報告書の提出事項とされ、監査人が異動した場合には、会社側からの異動の理由・経緯の説明だけでなく、それに対する監査人の意見も開示される。

・会計監査人が欠けた場合において遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監査役全員の同意により、一時的会計監査人を選任する（会社法 346 条 4 項）。

・監査役は、会計監査人の報酬の決定について同意権を有する（会社法 399 条）。

→このように監査役は会計監査人の選任に関し積極的イニシアティブをとれる仕組みになっている。また、会社法によって、会計監査人の独立性をさらに強化する観点から、監査役（会）に報酬の決定についての同意権も付与された。

→現行の同意権も取締役の提案を拒否できるものであり、使い方によっては強力な権限となる可能性を秘めている。

## 2. 現行の同意権の問題点と監査役に決定権を付与するという解決策

1 で述べた制度整備がなされているが、監査役が同意権を持つだけでは、監査人の独立性確保に十分ではないことから、監査役に選任・報酬の決定権を付与すべきという見解がある<sup>1415</sup>。この見解の前提として、(i) 現行の同意権（拒否権）では監査役の関与は不十分であり、監査人の独立性確保に支障がある、(ii) 監査役に決定権を付与すれば監査役の関与は改善され、監査人の独立性確保につながる、という認識があると考えられる。

---

<sup>14</sup>公認会計士法等の一部を改正する法律案に関する衆議院財務金融委員会における審議（平成 19 年 6 月 6 日）において、日本公認会計協会前会長の藤沼亜紀氏は、政府参考人として次のように述べている。

([http://www.shugiin.go.jp/itdb\\_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/009516620070606018.htm](http://www.shugiin.go.jp/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/009516620070606018.htm))

「現行会社法のもとでは、財務諸表の作成責任者である経営者が、会計監査人の選任議案提案権や監査報酬の決定権を有しております。これは、経営者からの監査人の独立性という観点から重要な問題であると考えております。米国では、外部取締役で構成される監査委員会にこうした権限が付与され、監査人の独立性が確保されております。会社法の分野であると考えられますが、ぜひとも、監査役会の独立性及び専門性の強化を図るとともに、監査役会に会計監査人の選任議案提案権及び監査報酬の決定権を付与することを早急に御検討していただきたいと思っております。」

<sup>15</sup> 「監査役に会計監査人の選任権および報酬の決定権を与えることで、株式会社と会計監査人との関係は監査役の主導の下で決定され、会計監査人の経営者からの独立性を強化することが期待される。」（「片木晴彦」監査役 540 号 3 頁）

- (1) 現行の同意権では、監査役の関与は不十分であり、監査人の独立性を確保できないという根拠としては次のものが考えられる。

①監査役の積極的関与の問題

・同意権では積極的に関与するインセンティブがなく、監査役の積極的な関与は期待できない？そのため、経営者の提案がそのまま通るのが現状？

②監査役への情報伝達の問題

・監査役が同意をしないという判断をするためには経営者の提案が間違っていることを反証しなければならないが、そこまでの判断をするのに十分な情報を入手できない？

・十分な情報を入手できない原因としては、監査役が会社内部の会計部門や内部統制部門等と連携できる体制ができていないことが挙げられる？会社がこのような体制整備の必要性を感じないのは、監査役が積極的に関与しないという現状があるため？

- (2) 決定権付与によって監査役の関与は十分となり、監査人の独立性を確保できるとする根拠としては次のものが考えられる。

①監査役の積極的関与の問題の解決

・決定権が付与されれば、原案の作成に監査役が責任を持つようになる、そのため、監査人の選任や報酬額について株主が株主総会で質問したときは、監査役が説明することになると考えられる。監査役が原案の作成に責任を持つようになることや株主総会において説明義務を負うことがインセンティブとなって、積極的に関与することにならないか？<sup>16</sup>

・なすべきことが明確になることから、監査役の積極的な関与を期待できる？（結局は監査役の自覚の問題かもしれないが、自覚を促すために決定権の付与という明確なメッセージが必要？）

②監査役への情報伝達の問題の解決

・同意権では監査役の積極的関与は期待できないことから、社内でも監査役への情報伝達の必要性は認識されず、監査役に情報が伝達されないというのが現状であると推測される

---

<sup>16</sup> 「会計監査人の氏名又は名称」と「当該事業年度に係る各会計監査人の報酬等の額」は、事業報告の記載事項である（会社法施行規則 126 条 1 号・2 号）。

が、決定権を付与されれば、監査役の決裁を得なければ決まらない以上、会社内部の会計部門や内部統制部門等から必要な情報が伝達されることになるのではないか？（少なくともそのような社内体制の整備の必要性を感じるのではないか？）

### (3) 疑問点

現行制度の問題点を監査役に決定権を付与するという方法で解決する考え方については、次の疑問点も残る<sup>17</sup><sup>18</sup>。監査役が監査人の選任・報酬決定について主導的役割を担うことができない要因は同意権と決定権の違い以外には存在しないのだろうか？<sup>19</sup>

---

<sup>17</sup> 「会計監査人や公認会計士・監査法人の選任や報酬につき監査役が決定権限を有するためには、彼らの監査業務の内容につき監査役が十分に知り、評価することができなければならない。また、会社全体の財務状況の中で、どれくらいの費用を彼らの報酬として支払うことが適切かという判断ができなければならない。そのためには監査役自身が、会社における計算書類や財務諸表・内部統制報告書等の作成及びその監査の過程、会計監査人・公認会計士・監査法人の提供しているサービスの内容や質等につき、相当な認識を有していなければならないし、会社の財務状況全体に関する把握も必要である。現在の我が国の監査役の実態は、それに相応しいものになっているであろうか。」（岩原先生のご指摘）

<sup>18</sup> 「監査役が経営者の意向に添って、会計監査人を選任するに過ぎないのであれば、監査役の権限強化による会計監査人の独立性の保証は画餅に終わる。会計監査人の経営者からの独立性という課題が、監査役からの独立性におき換わるだけだろう。・・・会計監査人の報酬等の決定は、監査役による会計監査人の監査計画（監査の人員、監査日数など）の評価を前提とする。業務監査等を通じた会社の内部統制等についての十分な理解が評価の前提となることはいうまでもない。一連の評価を監査役が経営者とは独立して行うだけの体制整備が必要になる。」（片木晴彦「監査役による会計監査人の選任および報酬の決定」月刊監査役 540 号 3 頁）

<sup>19</sup> 調査結果によると、「報酬等の額を監査役等が決定することとした場合、監査事務所の見解に沿った形で報酬等の希望額が決定される蓋然性が高くなると考えるか」という質問について、非常に高まる＋ある程度高まるという回答が 48.2%、ほとんど高まらないという回答が 41.2%であった。ほとんど高まらないと考える主な理由として、「監査役等の権限が強化されても、人事権、予算関係の制約、会社の業績への配慮、他社とのバランス等の影響が完全には排除できず、独立性の確保にはなお不十分ため」（独立性の問題）（110 件）、「会計監査人の監査に関する監査役等の理解が不足しているか、監査役等に適切な報酬額を決定するための知識や情報が不足しているため」（能力の問題、情報伝達の問題）（30 件）などがあげられている。他方、ある程度高まると考える主な理由として、「会社（経営陣）は監査報酬について同業他社との比較やコスト意識が中心になるのに対して、監査役等は会計監査人の業務（責任・権限等）について一般的に認識・理解があるため」（59 件）な

・監査役が主導的役割を担うことによって監査人の独立性を確保するためには、次の問題点を解決する必要があるのではないか？

①監査役の専門性の問題→（解決策は論点 3－①）

監査役には、適切な会計監査人を選び、適切な報酬額を決定するだけの知見・能力が備わっているのか？（それがなければ、監査役に決定権を付与しても、結局経営者の提案がそのまま通るのではないか？）

②監査役の独立性の問題→（解決策は論点 3－②）

監査役が経営者から独立していなければ、形式的な決定権が監査役に移るだけで実態は変わらないのではないか？監査役の関与が十分になされても、監査人の独立性確保につながらないおそれがある。

③監査役への情報伝達の問題→（解決策は論点 3－③）

決定権を付与されたとしても、決定をするのに十分な情報を得ることができなければ適切な判断をすることができない。それでは状況は変わらないのではないか？決定権の付与に伴い当然に社内での情報の伝達も変わるのだろうか？（社内体制の整備を伴う必要があるのではないか？）

会計監査の実態を一番把握しているのは会社の経理財務部門であり、そこで原案が作成されることに変わりはないのではないか？

→たとえば原案は会社の経理財務部門が作成するとしても、決定権を付与し、監査役が原案の作成に責任を持つことになれば、監査役に十分な情報が渡るようになるのではないか？それによって、会計監査人と会社の関係も変化し、会計監査人の独立性を確保できる？

④監査役の積極的関与の問題

決定権の付与によって、実際に監査役は積極的に監査人の選任・報酬決定に関与することになるのか？

決定権が付与されれば、監査役が原案の作成に責任を持つことになり、監査人の選任や

---

どがあげられている。

報酬額について株主が株主総会で質問したときは、監査役が説明することになると考えられる。監査役が原案の作成に責任を持つことや株主総会において説明義務を負うことがインセンティブとなって、積極的に関与することにならないか？（結局は監査役の自覚の問題かもしれないが、自覚を促すために決定権の付与という明確なメッセージが必要？）

→上記①～④が同意権にとどまる故に発生する問題であり、決定権を付与することにより解決するのか必ずしも明らかではない。ただし、決定権の付与によって、原案の作成に監査役が責任を持つようになり、監査役に監査人の選任・報酬決定に関与するインセンティブを与えなければ現状は何も変わらない、決定権の付与によって、社内での情報伝達も変わるし、そのような役割にふさわしい者が監査役に選ばれるようになるという考え方にも一理ある。この考え方に基づき決定権を付与すべきという政策的判断が先にあって、それに伴って初めて会社に論点 3 で述べる体制整備を促す環境が整うというのが現実に即した解決方法であろうか？すなわち、現行の同意権のままでは、会社が論点 3 で述べる体制整備を行うのは現実には難しい？

(4) 監査役に決定権を付与するという解決策には、次の法的問題点がある。

Q-1 会計監査人の選任議案の決定権は、業務執行に属する事項ではないだろうか。監査役（会）にかかる権限を付与することができるのか。

取締役会設置会社においては、法令・定款により株主総会の決議事項とされた事項を除き、取締役会が会社の業務執行すべてにつき決定する権限を有する（会社法 295 条 2 項、362 条）。会計監査人の選任議案の決定権も業務執行に含まれるものと考えられ、会社法における機関への権限分配上、取締役会が担当することが想定されていると考えられる。

他方、会計監査人が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときの一時会計監査人の選任は、監査役全員の同意により行うものとされている（会社法 346 条 4 項）。一時会計監査人の選任は本来業務執行に含まれるものと考えられるが、会社法は、取締役会ではなく、監査役にかかる権限を委ねている<sup>20</sup>。

---

<sup>20</sup> 「会計監査人が欠けた場合にわざわざ臨時株主総会を開いて会計監査人を選任しなくてはならないのは大変だろうということから、しかし取締役会の決議で決めさせてしまうということですと株主総会で選任することにした意味がなくなりますから、そこで監査役が決めるということにただけのことです。・・・実は、審議の段階では、監査役が会計監査人を選任するという意見が有力に主張されたのです。現在は株主総会が選ぶというこ

このことからすると、会社法上、本来業務執行に含まれる権限であっても、会計監査人の選任に関する事項については、監査役（会）が担当することも立法論としてあり得ると考えられないだろうか。なお、決定権を監査役（会）に移すのであれば、取締役会との間で会社の政策決定の二元化をもたらすという問題は生じない。

立法論として不可能ではないということになれば、現行の同意権では監査人の独立性確保に不十分であり、決定権を付与することによって解決できるという政策的な判断ができるかという問題か？

Q-2 会計監査人の報酬の決定権は、業務執行に属する事項ではないだろうか。監査役（会）にかかる権限を付与することができるのか。

この問題については会社法制定時に議論されたが、採用されなかったという経緯がある。「監査役（監査役会）または監査委員会に、会計監査人の報酬に関する決定権限を付与すべきであるとの意見もあったが、監査役および監査委員は会社の業務執行権限を有しないことなどに鑑み、そのような意見は採用されていない。」（一問一答新・会社法〔相澤哲編著〕146頁）<sup>21</sup>

しかし、自ら作成した計算書類への監査を極力抑えたいと考える経営者に株主全体の利益の観点から適切な監査の範囲・監査報酬額の決定を期待するのは、一種の利益相反の関係にあることから、難しいのではないだろうか。

会社法上、会社と取締役間の訴訟における会社の代表<sup>22</sup>など、取締役と会社の利害が対立

---

とになっていますけれども、監査役が会計監査人を選任して、それで監査役が会計監査人と監査契約を結ぶということも考えたのですけれども、これに対しては会社側からも監査役側からも非常に強い抵抗がありました。そういう案を考えた趣旨は、会計監査人と監査役とが協力をして監査に当たるんだということが前提になっているわけですが、しかしこれに対しては実務界の抵抗が強いので採用しなかったわけです。」（前田庸他「監査役および会計監査人」（昭和56年改正）旬刊商事法務901号416頁）

<sup>21</sup> 法制審議会において次のような議論がなされている。

「現段階では同意権ということで、あとは実務にゆだねて、どうしてもそれがまたうまくいかない場合は、いよいよ決定権を与えるという形のことも考えていただきたいというふうに申し上げます。・・・やってみて、特に問題があるようであればまた再検討する必要が出てくるかもしれません。」（法制審議会会社法（現代化関係）部会第27回会議議事録・平成16年7月21日）

<sup>22</sup> 「この種の訴訟については、取締役・会社間の利益の衝突の防止のためにも、監査役が会社を代表するのが

する事項については、本来業務執行に属する権限であっても監査役に付与されているものもある<sup>23</sup>。また、監査役は会計監査人の監査の方法及び結果の相当性をチェックする役割を負うことから、報酬の決定権もその役割に関連すると考えられないか。

決定権を監査役（会）に移すのであれば、取締役会との間で会社の政策決定の二元化をもたらすという問題は生じないと思われるし、取締役と会社の利害対立場面における一つの解決策として、監査役に決定権を付与する方法は立法論としてあり得ると考えられないだろうか。

立法論として不可能ではないということになれば、現行の同意権では監査人の独立性確保に不十分であり、決定権を付与することによって解決できるという政策的な判断ができるかという問題か？「インセンティブのねじれ」を克服し、報酬の内容を含めた監査契約の締結に際し、監査人の独立性や地位が損なわれることのないようにするためには、経営者を監視する立場に立つ監査役（会）が報酬決定を行うのが望ましいか？

Q-3 会計監査人の選任議案の決定を監査役（会）が行う場合、金融商品取引法上の監査人の選任の決定も監査役（会）が行うべきではないか。そのために何らかの制度改正が必要か？

会社法上の会計監査と金商法上の財務諸表監査・内部統制監査<sup>24</sup>が併存することから、金商法上の監査人についても同様の手当をしなければ、「インセンティブのねじれ」を克服できないのではないだろうか。

金商法上の財務諸表監査も、会計監査の専門家である公認会計士・監査法人が、会社法

---

相当であるとしたものである。」「会社の取締役に対する訴えに関しては、訴えを提起することも、・・・すべて監査役に集中する趣旨のものであり、その範囲では、代表取締役の会社代表権が及ばないだけでなく、取締役会の業務執行（の意思決定）権も及ばないのである。」（新版注釈会社法(6)〔鴻常夫〕472・474頁）

<sup>23</sup>取締役と会社の利害対立場面において、監査役に一定の役割が与えられているものとして、次のものがある。

- ・ 監査役は、会社・取締役間の訴訟について会社を代表する（386条1項）
- ・ 監査役は、株主から提訴請求を受けたが60日以内に訴えを提起しない場合において、提訴請求をした株主または請求対象者である取締役から請求を受けたときは、その請求者に対し、遅滞なく、その訴えを提起しない理由を通知しなければならない（847条4項）

<sup>24</sup> 金商法上の財務諸表監査の監査人と内部統制監査の監査人は同一であることを前提とする。



上の会計監査と共通の監査基準<sup>25</sup>に従って監査を行い、監査意見を表明するものであり、会社法上の会計監査人と金商法上の監査人との間でその役割に差異はないと考えられる。金商法上の監査人の選任手続について現行法上規定はなく、取締役の業務執行の一環として行われている。

会社法上の会計監査と金商法上の財務諸表監査・内部統制監査は、通常、同一の監査契約に従い、同一の監査人が行うものと考えられる。また、取引所の規則において、会計監査人を金商法上の監査人として選任するよう努めるものとされている（東証・有価証券上場規程440条）。

そのため、会計監査人の選任議案の決定を監査役（会）が行うこととすれば、事実上、会計監査人として選任された監査法人・公認会計士が金商法上の監査人になる。

→さらに法令改正まで必要か<sup>26</sup>？

Q-4 会計監査人の報酬の決定を監査役（会）が行う場合、金融商品取引法上の監査人の報酬の決定も監査役（会）が行うべきではないか。そのために何らかの制度改正が必要か？

会社法上の会計監査と金商法上の財務諸表監査・内部統制監査が併存することから、金商法上の監査についても同様の手当をしなければ、「インセンティブのねじれ」を克服できないのではないだろうか。金商法上の監査人の報酬について現行法上規定はなく、取締役の業務執行の一環として監査契約締結の際に決められている。

会社法上の会計監査と金商法上の監査についての監査契約は、一体として締結されるのが通常である。通常、監査契約において、会社法上の会計監査についての報酬と金商法上の監査についての報酬と特段区別することなく定められる。すなわち、会社法上の会計監

---

<sup>25</sup> 「改訂基準における監査の目的が示す枠組み及びこれから引き出されたそれぞれの基準は、証券取引法に基づく監査のみならず、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律に基づく監査など、財務諸表の種類や意見として表明すべき事項を異にする監査も含め、公認会計士監査のすべてに共通するものである。」（「監査基準の改定について」二 3. 監査基準の位置付け（平成 14 年 1 月 25 日企業会計審議会））

<sup>26</sup> 監査証明について、内閣府令で定める基準及び手続（金商法 193 条の 2 第 5 項）として、財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（及び内部統制府令）を改正し、会計監査人と同一の監査人による監査証明を受けなければならない旨規定する方法が考えられようか？なお、金商法の監査人の選任についても株主総会の決議事項とすべ

査に要する作業時間と金商法上の監査に要する作業時間を特段区別することなく、作業時間を見積もり、監査報酬額を決めるという実務上の取扱いがなされている。

金商法上の監査報酬の決定について特段の規制を設けなくても、会計監査人の報酬決定権を監査役（会）に付与すれば、トータルの監査報酬について監査役（会）が決定することになると考えられる<sup>27</sup>（日本公認会計士協会・法規委員会研究報告第3号「監査及びレビュー等関連業務の契約書作成について」様式3（監査契約書ひな型<sup>28</sup>）参照）。

(5) この問題についての諸外国の対応状況は次のとおりである。

①アメリカ

非業務執行取締役のみで構成される監査委員会が、会計監査人の選任・報酬決定を行う<sup>29</sup>。

---

きとする見解もある（弥永真生著「監査人の外観的独立性」（商事法務 2002）480 頁）。

<sup>27</sup>監査役協会がメンバーに対して行った「2007 年における監査役及び監査委員会制度の運用実態調査」結果報告書（平成 19 年 10 月 30 日）によれば、金商法に係る監査報酬については同意対象外として扱った会社が、回答社数 2342 社のうち 19.3%に上る（月刊監査役 534 号 153 頁）。金商法に係る監査報酬への対応について実務上混乱が見られるため、監査役協会による監査役監査基準において、トータルの監査報酬について検討する必要があることを示す方法も考えられる。

<sup>28</sup> このひな型によれば、監査の目的として、会社法監査と金商法監査を記載することが想定されているが、監査予定時間や報酬の額の欄については、会社法監査と金商法監査を分けるような記載となっていない。

<sup>29</sup> 「外部監査人は経営陣そのものをモニターしないにもかかわらず、経営陣が達成した財務的な成果報告のモニターは行う。財務諸表が正確でなければ、経営陣の財務的な成果のモニターをする方法は、ほとんどないか、まったくないことになる。しかしながら、会社の外部監査人が会社の経営陣が達成した財務的な成果をモニターすることになるため、外部監査人の選任および再任の権限ならびに外部監査人を監視する権限が、（その成果が監査の対象となされるまさにその）経営陣に与えられている場合には、深刻な利害対立が存在することになる。選任および再任の権限が、経営陣よりもむしろ取締役会に与えられている場合であっても不十分である。なぜならば、アメリカの取締役会は、実際にはしばしば CEO によって指名されており、また、いずれにせよ、取締役会は、取り扱うべき非常に多くの問題を抱えているため、会計プロセスの監視を効果的に行うことができないからである。したがって、約 40 年前から、アメリカにおいては、外部監査人は経営陣から独立した会社機関によってモニターされるべきであるということが認識されるようになった。現代のアメリカの監査委員会はこの目的を達成するために発展した。」（メルビン・A・アイゼンバーグ「アメリカの監査委員会と日本の監査役」旬刊商事法務 1818 号 33 頁）

## ②イギリス

株主総会において選任。上場会社では、監査委員会の提案に基づき、取締役会が株主総会に選任議案を提出(監査委員会の提案に基づかない場合、年次報告書にその旨、理由を記載。comply or explain)。株主総会の普通決議により報酬の額又はその決定の方法を定める。上場会社では、監査委員会の承認が必要(監査委員会の承認に基づかない場合、年次報告書にその旨、理由を記載。comply or explain)<sup>30</sup>。

## ③ドイツ

株主総会において選任。ただし、上場会社については、コーポレートガバナンスコードにおいて、監査役会が指名することが提案されている<sup>31</sup>。また、取締役会及び監査役会は、コーポレートガバナンスコードの遵守状況について説明義務を負う。会計監査人と会社との間の契約は、監査役会が締結することとされており、報酬も監査役会が決定<sup>32</sup>。

## ④フランス

株主総会において選任。資金公募会社(公開会社)では、監査人選任の議案作成の決議に業務執行者(執行役員・執行担当役員)は参加することができない。報酬については、会計監査役が必要時間の記載を伴う作業計画書を作成し、作業着手前に会社との合意により報酬額を定める。争いがあれば会計監査役地方懲戒部長が和解に努力し、それに失敗すれば地方懲戒

---

<sup>30</sup> 「会計監査人は顧客である会社と契約関係にあり、立場上会社に対して強く主張できない現状を認識しながら、「実効性を持つ会計規準の整備」および「会計監査人と非業務執行取締役をじかに結び付ける監査委員会の設置」を求めた。会計監査人と経営陣が対立した場合、客観的解決をはかるのが監査委員会の役割とされた。取締役と会計監査人のアカウントビリティー、両者をつなぐ非業務執行取締役による監査委員会は、コーポレート・ガバナンスの実効性を活かすものとして、キャドバリー報告書の核心の一つとなった。」(関孝哉著「コーポレートガバナンスとアカウントビリティー」101頁)

<sup>31</sup> German Corporate Governance Code 7.2.2 弥永真生著「監査人の外観的独立性」(商事法務2002)404頁

<sup>32</sup> 「1998年の法改正により、会計監査人と会社との間の契約締結権限が取締役会から監査役会に移された。その理由として、コントロール活動を果たす場合の監査役のための監査人の補助機能および監査人の経営からの独立性が・・・強調されている」(丸山秀平「ドイツにおける監査役会と決算監査人の連携」平出慶道先生・高窪利一先生古稀記念論文集『現代企業・金融法の課題(下)』912頁)。

部長が判断し、それに対しては会計監査役高等評議会<sup>33</sup>への不服申立が認められる<sup>34</sup>。

⑤IOSCO:International Organization of Securities Commissions

「各国の法的形態に関わらず、外見及び事実上、経営陣から独立し、投資家の利益のために行動するガバナンス組織が、外部監査人の選任プロセス及び監査の実施を監視すべきである。」<sup>35</sup>

※諸外国においても、監査人の独立性確保を重視しており、そのためには非業務執行役員が監査人の選任・報酬決定に関与すべきという考え方は共通するようである。ただし、具体的な関与の仕方・方法については、様々である。アメリカやドイツのように明確に決定権を付与する方法もあれば、イギリスのように会社の自主性に任せて、開示を通じた資本市場の規律に委ねる方法もある。また、フランスのように報酬額につき争いがあれば第三者機関に委ねる方法もある。なお、IOSCOのステートメントでは、経営者から独立した組織（監査委員会など）が、外部監査人の選任プロセス及び監査の実施を監視（oversee）すべきと述べているが、決定権を付与すべきとまで述べているわけではない。

九 監査役が主導すべきと判断する場合、監査役がそのような役割を遂行するために必要な体制整備は何か？あるいはこのような体制整備によって、現在、監査役が主導的役割を担うことができない要因を取り除くことにならないか（論点3）

---

<sup>33</sup>会計監査役高等評議会（Haut Conseil de commissariat aux comptes）とは、司法大臣の下におかれる行政機関であり、会計監査役職を監視し、会計監査役の職業倫理と独立性を遵守させることを任務とする。2003年金融の安全性に関する法律により設置。（鳥山先生レジュメ4頁）

<sup>34</sup> 鳥山先生レジュメ8頁

<sup>35</sup> The Technical Committee believes that, regardless of the particular legal structure in a jurisdiction, a governance body that is in both appearance and fact independent of management of the entity being audited and acts in the interests of investors should oversee the process of selection and appointment of the external auditor and the conduct of the audit. ([Principles of Auditor Independence and the Role of Corporate Governance in Monitoring an Auditor's Independence 19] A Statement of the Technical Committee of the International Organization of Securities Commissions:IOSCO October 2002)

## 1. 監査役に少なくとも1名、財務・会計・監査の専門的知見を有する者が必要か（論点3-①）

### (1) 財務・会計・監査の専門的知見を必要とする根拠

会計監査人の報酬は、監査時間の見積もりに単価を乗じて算出されるのが一般的である（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会研究会報告第18号「監査時間の見積りに関する研究報告」参照）<sup>36</sup>。監査時間の見積もりは、その会社に適した監査計画の作成と表裏一体である。すなわち、会社の予算の観点＋監査計画の適切性の観点の両方必要。

監査役が適切な報酬額を判断するためには、監査計画が適切であることを判断する必要があるのではないか？そのためには、ある程度の財務・会計・監査についての専門的知見が必要ではないか？<sup>37</sup>

→監査役がある程度の財務・会計・監査についての専門的知見を持っていなければ、報酬の決定権を付与されたとしても、経営者の提案をそのまま通すことになるのではないか？

### (2) どのようにして実効性を確保すべきか

#### ① 現行の制度

会社法施行規則121条8号により、「監査役又は監査委員が財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているものであるときは、その事実」を事業報告に記載することが求められている<sup>38,39</sup>。

---

<sup>36</sup> 以前は標準監査報酬制度が存在した。

旧公認会計士法 44 条 1 項 10 号は、日本公認会計士協会の会則で定める事項として、「会員の受ける報酬に関する標準を示す規定」を挙げており、これまで、標準監査報酬制度が存在していた。しかし、行政改革推進本部規制改革委員会「規制改革についての第2次見解」（平成 11 年 12 月 14 日）においては「公正有効な競争の確保や合理性の観点から、報酬規定の在り方を見直す」とされたこともあり、公認会計士審査会監査制度小委員会「監査制度をめぐる問題点と改革の方向」では、「監査報酬は、適正な監査日数と適正な費用を見積もった上で当事者間の協議で決定されるべきものと考えられ、標準監査報酬制度についてはこれを廃止すべきと考えられる」とされた（弥永真生著「監査人の外観的独立性」（商事法務 2002）424 頁）。

<sup>37</sup> 公認会計士の有資格者に限る必要はないと考えられる。たとえば企業の経理部門において一定期間以上の経験を有する者など、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であれば足りるのではないだろうか。

<sup>38</sup> 会社法上、監査役の中に「財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者」が存在することは株主への情

→会社法上、事業報告の記載事項とされていることから、監査役のうち1名は財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者が選任されることになると期待できるのではないかと。監査役に決定権が付与されて、監査役が財務及び会計に関する知見を有することの必要性が広く認識されるようになれば、会社は自主的にそのような者を監査役に選任するようになると期待できる？

## ②開示の充実を図る方法

事業報告または有価証券報告書の記載として、監査役の中に財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者がいる場合にはその旨を記載させ、いない場合にはその理由を記載させる方法が考えられる (comply or explain)<sup>40</sup>。

→監査役の中に財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者がいなければ、監査人の独立性の確保が図られているのか投資家から疑問をもたれるおそれが生じることから、自主的に財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者を監査役に選任するようになるのではないかと。

→さらに会社法を改正して、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者の選任を強制する必要があるか<sup>41</sup>。

---

報提供に値する事実であるとの政策判断がすでになされていると考えられる。

<sup>39</sup> 公認会計士、税理士等の会計に関する法的資格を有する場合、簿記等の会計に関する資格を有する場合、企業の会計に関する事務に携わったことがある場合等をいうと考えられている（論点解説新・会社法千問の道標 442 頁）。

<sup>40</sup> 監査役自身は専門的知見がなくても、専門的知見を持つ者を補助者又はアドバイザーとすることによって、適切な判断ができる状況にあるという場合も考えられる。

<sup>41</sup> 会社法を改正して強制するとなると、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者の範囲を明確にする必要があると考えられるが、すべての会社（上場会社？）が選任できるだけの人材がいるのか検証する必要がある。現時点ではそこまでの人材を確保できないというのであれば、まずは開示の充実を図る方法によって会社の自主的判断及び資本市場による規律に委ねて、徐々に財務及び会計に精通した監査役の育成を図るという考え方もあろう。

## 2. 監査役の経営者からの独立性（論点 3-②）

監査役が経営者に配慮して選任・報酬決定を行うのであれば、形式的な決定権が監査役に移るだけで、実態は何も変わらないおそれがある。監査役の経営者からの独立性は確保されているのだろうか？

監査役は株主総会で選任され、監査役の選任議案には監査役会が拒否権を有する（会社法343条）など、現行会社法上、監査役の独立性に配慮した制度整備がなされている。しかし、会社法上制度整備がなされているが、社内監査役は、事実上、選任・報酬決定において経営者の意向に影響されるのが実情である。そのため、社内監査役の独立性については、疑問が残る会社もあるかもしれない。

もっとも、監査役会の半数は社外監査役でなければならないことから（会社法335条3項）、監査役会の決定は経営者から独立していると想定される社外監査役の意向を反映したものになるはずである。

そのため、監査役会の決定としては、経営者から独立した立場でなされると考えてよいか。

→現行の「社外」要件で十分かという論点は考えられる。

## 3. 監査役が主導するのに必要な社内体制の整備（論点 3-③）

### ①経営側

監査役が報酬額や監査計画の適切性を判断するためには、必要な情報が監査役に届くようにする必要があるのではないか。

監査役が会社内部の会計部門や内部統制部門等と連携できる体制の整備が必要ではないか。

監査役が監査人の選任・報酬決定を行うに際して、補助スタッフの増員や調査費用の支出など予算の増額を要する可能性がある。監査役は、会社に対してその職務の執行について支出した費用の償還請求（あるいは前払請求）を行うことができるが（会社法388条）、会社側が争う姿勢を見せれば、監査役は萎縮するおそれがある。会社は予算増額の必要性について理解を示し、監査役から要望があれば予算を増額するのが望ましいのではないか。

### ②監査役側

社外監査役は、経営者からの独立性は確保されているとしても、社内事情に精通しているとは限らないし、タイムリーに情報提供を受けるのは難しいのではないか。他方、社内監査役は、

事実上、選任・報酬決定において経営者の意向に影響されるのが現実であることからすると、独立性が確保されているのか疑問が残る？

このような社外監査役と社内監査役のそれぞれの強みと弱みを補完して、監査役が連携して監査役会がうまく機能し、そこで適切な判断がなされれば良いと考えられないか。

→監査役会を誰がリードするのか、監査役会の議長の論点にもつながる？

→これらの体制整備ができれば、現行の同意権でも監査役は、監査人の独立性確保に必要な役割を果たすことができるのではないかという指摘もある<sup>42</sup>。

## 十 その他論点

Q 株主総会で会計監査人の監査報酬を決定するという方法はどうか

A案：株主総会で決定すべき

会計監査人は、株主総会で選任されるのだから、報酬についても株主総会で決定すべき？取締役や監査役も株主総会で選任され、報酬も株主総会で決定される。

B案：株主総会で決定すべきでない

会計監査人の報酬の決定は、専門的な話であり、株主総会の決議になじまない？

Q 監査役に決定権を付与する場合、逆に取締役同意権を与えるべきか

A案 取締役同意権を与えるべき

現行法上、取締役が決定権、監査役が同意権として両者が関与するものとされている以上、監査役に決定権を与えるのであれば、取締役は同意権を持つべき？

B案 取締役同意権を与えるべきではない

取締役が同意権を持つと、会計監査人の経営者からの独立性を確保するのは難しい？

以上

---

<sup>42</sup> 「経済界において監査役が果たす役割と重みについての理解が十分に備わって、そのような体制が形成されるのであれば、現行法における会計監査人選任・解任の同意権や議案提出権でも決定権とさして変わらない役割を監査役は果たしうるのではなかろうか。」（岩原先生のご指摘）